

2020年6月25日

株主各位

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役 代表執行役社長 森本 孝

### 第96回定時株主総会決議結果のお知らせ

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。  
さて、本日開催の第96回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議  
されましたので、お知らせ申し上げます。

敬 具

#### 記

#### 報告事項

1. 2019年度〔2019年4月1日から  
2020年3月31日まで〕事業報告の内容、連結計算書類の内容  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告  
いたしました。
2. 2019年度〔2019年4月1日から  
2020年3月31日まで〕計算書類の内容報告の件  
本件は上記計算書類の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は原案のとおり承認可決され、剰余金の配当につきましては、1株につ  
き25円と決定いたしました。

##### 第2号議案 定款の一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。  
(変更内容は後記のとおりであります。)

##### 第3号議案 取締役13名選任の件

本件は沖原隆宗、小林哲也、森本孝、彌園豊一および稲田浩二の各氏が再  
任され、新たに榊原定征、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子、内  
藤文雄、杉本康および山地進の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、榊原定征、沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、  
高松和子および内藤文雄の各氏は、社外取締役であります。

＜株主（28名）からのご提案（第4号議案から第10号議案まで）＞

- 第4号議案 定款一部変更の件（1）  
本件は否決されました。
- 第5号議案 定款一部変更の件（2）  
本件は否決されました。
- 第6号議案 定款一部変更の件（3）  
本件は否決されました。
- 第7号議案 定款一部変更の件（4）  
本件は否決されました。
- 第8号議案 定款一部変更の件（5）  
本件は否決されました。
- 第9号議案 定款一部変更の件（6）  
本件は否決されました。
- 第10号議案 株式報酬制度廃止の件  
本件は否決されました。

＜株主（116名）からのご提案（第11号議案から第19号議案まで）＞

- 第11号議案 剰余金処分の件  
本件は否決されました。
- 第12号議案 取締役解任の件  
本件は否決されました。
- 第13号議案 定款一部変更の件（1）  
本件は否決されました。
- 第14号議案 定款一部変更の件（2）  
本件は否決されました。
- 第15号議案 定款一部変更の件（3）  
本件は否決されました。
- 第16号議案 定款一部変更の件（4）  
本件は否決されました。
- 第17号議案 定款一部変更の件（5）  
本件は否決されました。
- 第18号議案 定款一部変更の件（6）  
本件は否決されました。
- 第19号議案 定款一部変更の件（7）  
本件は否決されました。

＜株主（3名）からのご提案（第20号議案および第21号議案）＞

- 第20号議案 定款一部変更の件（1）  
本件は否決されました。
- 第21号議案 定款一部変更の件（2）  
本件は否決されました。

＜株主（2名）からのご提案（第22号議案および第23号議案）＞

第22号議案 定款一部変更の件（1）

本件は否決されました。

第23号議案 定款一部変更の件（2）

本件は否決されました。

＜株主（1名）からのご提案（第24号議案から第28号議案まで）＞

第24号議案 定款一部変更の件（1）

本件は否決されました。

第25号議案 定款一部変更の件（2）

本件は否決されました。

第26号議案 定款一部変更の件（3）

本件は否決されました。

第27号議案 定款一部変更の件（4）

本件は否決されました。

第28号議案 定款一部変更の件（5）

本件は否決されました。

＜株主（1名）からのご提案（第29号議案）＞

第29号議案 定款一部変更の件

本件は否決されました。

以 上

定款の一部変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(招集の時期及び招集者)</p> <p>第 14 条 本社の定時株主総会は、<u>毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要がある場合に社長が招集する。</u></p> <p>2 <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>社長がこれに当る。</u></p> <p>2 <u>社長に事故があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>(取締役会及びその招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会は、すべての取締役で組織する。</p> <p>2 取締役会は、<u>社長がこれを招集する。</u></p> <p>3 <u>社長に事故があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第 24 条 取締役会の議長は、<u>社長がこれに当る。</u></p> <p>2 <u>社長に事故があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本社は、<u>指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p>(3) <u>執行役</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(招集の時期及び招集者)</p> <p>第 14 条 本社の定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要がある場合に、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>前項により定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役又は執行役がこれに当る。</u></p> <p>2 <u>前項により定めた取締役又は執行役に事故があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>(取締役会及びその招集通知)</p> <p>第 23 条 (第 1 項 現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集する。</u></p> <p>3 <u>前項により定めた取締役に事故があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第 24 条 取締役会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれに当る。</u></p> <p>2 <u>前項により定めた取締役に事故があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款
<p>(取締役会の権限)</p> <p>第 25 条 取締役会は、本会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議によって、社長 1 名を置き、なお副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第 29 条 <u>社長は、本会社の業務を統括する。</u></p> <p>2 <u>副社長及び常務取締役は、社長を補佐し本会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。</u></p> <p>(会 長)</p> <p>第 30 条 <u>取締役会の決議によって、会長 1 名を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>会長を置いた場合には、第 14 条、第 16 条、第 23 条及び第 24 条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(取締役会の権限)</p> <p>第 25 条 取締役会は、本会社の重要な業務執行を決定し、<u>取締役及び執行役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、本会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;本項新設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;本項削る&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;本条削る&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;本条削る&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 定 款
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の定員)</u></p> <p>第 32 条 本会社の監査役は、7 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>(常任監査役)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議によって、常任監査役若干名を置く。</u></p> <p>2 <u>常任監査役は、常勤とする。</u></p>	<p><u>(取締役会規則)</u></p> <p><u>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;本条新設&gt;</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (第 1 項 現行どおり)</p> <p>2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;本章削る&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 定 款
<p><u>(監査役会及びその招集通知)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会は、すべての監査役で組織する。</u></p> <p><u>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の要件)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 39 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 定 款
	<p data-bbox="850 248 1473 280"><u>第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p data-bbox="1321 293 1473 324">&lt;本章新設&gt;</p> <p data-bbox="839 383 1086 414"><u>(各委員の選定方法)</u></p> <p data-bbox="826 427 1497 544"><u>第 31 条 本会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員及び委員長は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p data-bbox="839 602 1086 633"><u>(各委員会の権限等)</u></p> <p data-bbox="826 647 1497 808"><u>第 32 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会の権限その他の各委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める各委員会規則による。</u></p> <p data-bbox="1062 909 1257 940" style="text-align: center;"><u>第 6 章 執行役</u></p> <p data-bbox="1321 954 1473 985">&lt;本章新設&gt;</p> <p data-bbox="839 1043 1034 1075"><u>(執行役の選任)</u></p> <p data-bbox="826 1088 1497 1160"><u>第 33 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="839 1218 1034 1249"><u>(執行役の任期)</u></p> <p data-bbox="826 1263 1497 1424"><u>第 34 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="826 1438 1497 1554"><u>2 補欠又は増員として選任された執行役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p data-bbox="839 1612 1203 1644"><u>(代表執行役及び役付執行役)</u></p> <p data-bbox="826 1657 1497 1729"><u>第 35 条 取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。</u></p> <p data-bbox="826 1742 1497 1859"><u>2 取締役会は、その決議によって、執行役社長 1 名を置くほか、執行役副社長その他の役付執行役各若干名を置くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>40</u>条 (条文省略)   ) (中間配当) 第<u>42</u>条 (条文省略)</p>	<p>(<u>執行役の責任免除</u>)</p> <p><u>第 36 条</u> 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>37</u>条 (現行どおり)   ) (中間配当) 第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第 1 条</u> 第 96 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為については、なお変更前の定款第 39 条第 1 項の規定を適用する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;本条新設&gt;</p>